

答 申 第 2 2 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 1 月 3 0 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 2 4 号

平成 2 9 年 9 月 4 日付け（第 1 5 7 - 4 号）「行政文書不存在通知」に係る審査
請求

別紙

諮問番号：諮問第24号

答申番号：答申第22号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長に対し、平成29年8月21日付けで「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）の7頁ア」に関し、「1法令に規定のない暫定ケアプランに基づき、サービス提供することが、運営基準違反にあたらぬことが分かる情報、2①法令の要件を満たせる暫定ケアプランとは、どのような要件なのかが分かる情報、②『暫定ケアプラン』と『本ケアプラン』の違いが分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 事案の移送

高崎市長は、本件請求について、条例第14条第1項の規定に基づき、平成29年8月23日付けで高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、事案の移送を行った。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月4日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

調査の際に資料提出を受けていないため請求内容の情報は不存在。

4 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年10月26日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月6日付けで弁明書を請求人に送付した。

6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年1月30日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、「実施機関は、請求内容の情報については、調査の際に資料提出を受けていないため不存在としているが、請求人は、調査の際に、実施機関に資料を提出しており、行政文書不存在処分の取消しを求める。」と主張している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年1月31日及び同年3月29日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

(1) 実施機関は、請求人による地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）に係る監査の過程で、暫定ケアプランに関する事項について、介護老人保健施設職員及び本市介護関係職員から聴取するなどの調査を行っている。本件監査請求に関する様々な事項を調査する中で、監査の結果に記載する事項やその他の行政文書に記録する事項は、その必要性や合理性に基づき実施機関が判断する事柄である。実施機関は、監査の決定にあたり判断を要しないものについては、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録をしていない。

(2) 「1法令に規定のない暫定ケアプランに基づき、サービス提供することが、運営基準違反にあたらないことが分かる情報」について

本件監査請求は、運営基準違反ではなく、介護保険法第22条第3項に定める偽りその他不正の行為に該当するかが争点である事案であり、実施機関は、当該行為が運営基準違反にあたらないことが分かる情報を記録した文書の作成及び取得をしておらず、当該文書は存在しないため、不存在と決定したものである。

(3) 「①法令の要件を満たせる暫定ケアプランとは、どのような要件なのかが分かる情報」について

請求人は、「暫定ケアプランは法令の要件を満たしており、これは本ケアプランであると認識している。」という本市介護保険関係職員の発言を引用した上で、「①法令の要件を満たせる暫定ケアプランとは、どのような要件なのかが分かる情報」を求めている。請求人は、「法令の要件を満たせる暫定ケアプラン」という概念を設定し、その要件について実施機関の考えを問うものと解されるが、本件監査請求は、介護保険法第22条第3項に定める偽りその他不正の行為に該当するかどうか争点である事案であり、監査の決定を行うにあたり「法令の要件を満たせる暫定ケアプラン」という概念を設定することを要するものではないため、実施機関は、「法令の要件を満たせる暫定ケアプランとは、どのような要件なのかが分かる情報」を記録した文書の作成及び取得をしておらず、当該文書は存在しないため、不存在と決定したものである。

(4) 「②『暫定ケアプラン』と『本ケアプラン』の違いが分かる情報」について

請求人は、「暫定ケアプランは法令の要件を満たしており、これは本ケアプランであると認識している。」という本市介護保険関係職員の発言を引用した上で、「②『暫定ケアプラン』と『本ケアプラン』の違いが分かる情報」を求めているが、本件監査請求は、介護保険法第22条第3項に定める偽りその他不正の行為に該当するかどうか争点である事案であり、監査の決定を行うにあたり暫定ケアプランと本ケアプランの違いを確定することを要するものではないため、実施機関は、当該法的位置づけの違いが分かる情報を記録した文書の作成及び取得をしておらず、当該文書は存在しないため、不存在と決定したものである。

(5) 請求人は、審査請求書において「請求人は、調査の際に実施機関に資料を提出している」と主張しているが、請求人から提出された資料に、本件行政文書として特定できるものは含まれていない。

第5 審査会の判断

1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得をしていない、②作成又は取得をしたが保存期間満了により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成し又は取得されたか否かを検討する。

(1) 本件行政文書について

実施機関が、本件監査請求に関する様々な事項を調査する中で、監査の結

果に記載する事項やその他の行政文書に記録する事項は、その必要性や合理性に基づき実施機関が判断する事柄であり、監査の決定にあたり判断を要しないものについては、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録をしていないという、実施機関の主張に特段の不自然な点は認められない。

(2) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して、条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において本件行政文書の保有の有無を確認した。請求人が「調査の際に、実施機関に資料を提出している。」と主張しているところから、請求人が提出した資料について確認したが、本件行政文書として特定すべき内容の記載は確認できなかった。その他本件行政文書として改めて特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。

(3) したがって、本件行政文書を不存在とした実施機関の判断に、不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人の実施機関に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

3 付言

請求人は本件審査請求において「調査の際に、実施機関に資料を提出している。」と主張しているが、実施機関は弁明書でその点については、何らの弁明を行っていない。双方の主張に相違がある場合には、審理手続において意見の一致を見出すような対応に心がけられたい。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年1月30日	諮問
平成30年1月31日 平成30年4月26日 平成30年5月31日	調査、審議
平成30年7月19日 平成30年8月 8日 平成30年9月27日	答申調整
平成30年10月10日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行